

県営住宅等におけるマッチングについて

グループホームの開設を促進するため、兵庫県では県営住宅等の活用を積極的に支援しています。関係団体やグループホームを既に運営している法人等に年3回（5月、9月、1月）県営住宅等における入居の希望調査を行い、住宅部局との連携のもと空き住戸の紹介、入居調整を行っています。

県営住宅等におけるマッチングの流れ

- ① 開設希望調査、マッチング（5月、9月、1月）〔窓口：障害福祉課〕
↓
- ② 希望とりまとめ。住宅部局へ送付、入居可能な住戸があるか確認
↓
- ③ 法人への回答。入居可能な住戸については現地下見の調整
↓
- ④ 現地下見
↓
- ⑤ 利用希望住戸の確定
 ※改修する場合はその内容も確定させます。
 （法人・住宅管理事務所で改修部分の調整も行ってください）
 ※決定の前に、消防署や市町建築所管課との調整も行って下さい。
 （必要な消防設備は住宅により異なります。なお、共用部分に消防設備を配置する必要がある場合、法人の負担となります。）
↓
- ⑥ 自治会への説明等
 ・開設を検討している事業所の概要等について、自治会や自治会長等に対して説明。※要望があれば説明会等を実施
↓
- ⑦ 入居手続き
 ・県営住宅使用許可申請の提出　提出先：県障害福祉課（→県住宅管理課）
 ※原則、住宅管理事務所による改修工事完了後の使用許可となりますので、改修工事所要期間（概ね2～3ヶ月程度。詳細は事務所に要確認。）を勘案のうえ、使用開始（許可）日を決めてください。
 ※申請後にキャンセル等が発生しないよう、関係機関とは事前に十分な調整を行ってください。
↓
- ⑧ 入居決定（使用許可）
 ・内容審査の上、住宅管理課から使用許可書を発行
 ※法人は平行して障害福祉サービス事業指定申請を行う。
 ・県営住宅用途変更等承認申請　提出先：住宅管理事務所
↓
- ⑨ 自治会への通知等
 ・自治会長へ通知、あいさつ
 グループホーム入居通知を自治会長に渡して説明。
 改修等工事で騒音等が発生する旨も説明。
↓
- ⑩ 改修等工事（用途変更承認後、法人による改修）
↓
- ⑪ 入居開始（グループホームの開設）



県営住宅等マッチング窓口

兵庫県障害福祉課障害福祉基盤整備班 078-341-7711 内線 3012

県営住宅等マッチングのHP https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000239.html